

## 議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年3月10日(火)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時55分
出 席 委 員	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田洋一 委員 福田淑子 委員 我妻 薫 委員 橋本四郎 委員 佐野善弘 議長 吉田眞悦 副議長 平吹俊雄
欠 席 委 員	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡 徴収対策課長 菅井 清、 同課長補佐 高橋久美子 同 係長 門間裕匡、 徴収特別指導員 桐生孝雄  議会事務局長 吉田 泉 同 次長 佐藤俊幸
諮 問 事 項	・町長からの依頼「専決処分事項の指定について」の件
そ の 他	
閉 会	午後3時28分

2号様式 審議の経過

吉田局長	ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、よろしくお願い申し上げます。
大橋委員長	<p>どうも、特別委員会終了後に議運を開いていただきましてありがとうございます。本日は3日に美里町債権管理条例が議決されたことによりまして、町長からの依頼ということで専決処分の指定項目について議論させていただきたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。副議長におきましては委員外委員として参加いただいております。</p> <p>それでは、説明を求めるわけですけれども、総務課長から出席者の照会をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>本日は町長専決処分事項の指定についてお願いいたしましたところ、早速議会運営委員会で御審議を賜りますこと、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願い申し上げます。</p> <p>始めに本日の徴収対策課の職員を照会させていただきます。</p> <p>課長の菅井でございます。</p> <p>(「菅井でございます」の声)</p> <p>課長補佐の高橋でございます。</p> <p>(「高橋です」の声)</p> <p>徴収対策係長の門間でございます。</p> <p>(「門間です」の声)</p> <p>徴収特別指導員の桐生でございます。</p> <p>(「桐生でございます」の声)</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	ありがとうございました。
総務課長	それでは徴収対策課長からご説明を申し上げます。
大橋委員長	それでは議長からの諮問、町長からの依頼ということでございますので、事前に資料をいただいておりますが課長から説明をお願いいたします。
徴収対策課長	<p>それでは早速、説明に入らせていただきます。</p> <p>皆さんのお手元に「専決処分による事項として指定を求める理由」、こちらが7項目ございます。お願いする事項でございます。</p> <p>一つ目の地方自治法第96条第1項第10号に該当する事件のうち、次に掲げる事項についての債権の放棄についてから始めたいと思っております。</p>

1 番目につきましては権利の放棄に係るものでございます。法令の規定により債務者からの徴収が見込めないとき、いわゆる徴収停止となった債権で、以後弁済の見込みがないものを4事項掲げております。

(1) は法人が解散し清算人が債務者に対する弁済等を行い、清算が終了してその登記が終了したときでございます。ただし、清算法人が合名会社や合資会社のときは無限責任社員は清算法人の債務の弁済責任がございましたので、無限責任社員に弁済能力がある場合は除いております。

二つ目をご説明を申し上げます。

(2) は破産者や再生債務者が法令の規定により債務について免責を受けたときでございます。免責を受けた債務は強制的に徴収ができないことから弁済の可能性はございません。ただし、免責は保証人等には及びませんので保証人等がある場合は除いております。

三つ目。

(3) 相続人が死亡し、相続人が限定承認をし、あるいは相続人がいないため死亡した債務者の債務が相続財産の範囲内でのみ弁済されることになり、かつ町の債権に配当が見込まれないときでございます。

以上、(1) から(3) まではそれらの事項が生じた後の債権回収の可能性が法的に否定されているケースでございます。言い換えれば町長の判断のまったく入る余地のないものでございます。

これに対して(4) は、法人が事実上倒産した、あるいは事業者が夜逃げ等をして行方不明で、加えて徴収できる財産がない、さらには債権金額が取立費用以下で強制徴収の実益が認められない等のため債権管理条例第13条第1項により債権の保全や取り立てをしないこととしたもの、相当の期間を経過してもなお弁済が見込めないと認められるときでございます。

事実上倒産した法人や夜逃げした事業者の債務は法的な清算手続きや破産手続きによっていませんので、先ほどの(1)(2)に該当しませんが、この(4)に該当するかどうかを判断することになります。

(4) は(1) から(3) のような法的な追及は否定されておりましたが、保人が事実上倒産し実態がなくなっている、あるいは債務者が行方不明という事情、配当が見込まれる財産がない事情等はいずれも客観的な事情であって、町長の判断の余地がまったく入る余地のないものでございます。ちなみに昨年9月議会で債権放棄の議決をいただいた事案は債権管理条例第13条第1項に相当する処理は行っておりませんでした。すべて今ご説明した(4)に該当する事案でござい

ます。

1 番目の説明を終わります。

2 番目に入ります。自治法第96条第1項第12号に該当する事案でございます。

訴えの提起に係るものとして、支払い督促が訴えの提起とみなされたとき及び少額訴訟の提起、二つの事項を掲げております。

(1)は、例えばNHKの聴取料の不払い者に対して利用されていることをご承知と思われませんが、支払い督促の申し立てがされた債務者が分割払いにしたい等の理由に支払い督促に異議の申し立てがありますと訴えの提起があったものとみなされています。支払い督促の申し立てに議会の議決は必要ありませんが、督促異議により訴えの提起があったものとみなされた場合には、議会の議決が必要になります。支払い督促は債務者が金銭債務を争わない場合に通常の裁判よりも簡易迅速に債務名義を得られるための手続きで、裁判所書記官によって進められるものです。ですから議決が必要になってくると。すなわち督促手続きの申し立ては債権の存在に争いがないもので、かつ強制執行ができる財産が把握できるときに行われるもので、主観的な判断を伴わないものであることから、訴えの提起があったとみなされた場合には専決処分で訴訟を継続させていただき後日、議会に報告することといたしたいと考えております。ちなみに美里町としては支払い督促の実績はほとんどありませんが、未納の水道料金や町営住宅家賃のように少額かつ継続的に発生する債権の徴収には有効な手段と考えており、今後は積極的に活用したいと考えております。

次に(2)についてご説明申し上げます。

(2)は60万円以下の金銭債権の支払いを求める訴訟で、一回の審理で証拠は書面に限られ、判決は口頭弁論の終結後、直ちにされます。しかも判決にはすぐ執行できるよう仮執行の宣言が必ず職権で付けられます。このように簡素化された手続きで行われる訴訟であり、支払督促と同様、債権の存在で争いがないもので利用されていると思われま。ちなみに債務者が債務の存否等につき通常の手続きで慎重な審理を求める場合には通常訴訟となりますが、その割合は2パーセントにも満たないものであります。

この訴訟は同一の簡易裁判所で年間に10回までと制限されておりますが、裁判所の書記官の差し押さえ処分によって開始する簡易に利用できる特別の少額訴訟債権執行という手続きが利用できることから、支払督促と並んで未納の水道料金や町営住宅家賃の徴収手段とし

	<p>て利用していきたいと考えております。支払督促、奨学訴訟のいずれも通常の訴訟手続きを簡素化して簡易、迅速な債務名義の取得を目的としたものであり、少額かつ継続的に発生する債権が累積する前に適時、適切に利用していきたいと考えているところでございます。</p> <p>最後に3番目。</p> <p>地方自治法第96条第1項第12号に該当する事件のうち、ということでご説明申し上げます。</p> <p>3番目といたしまして町営住宅家賃の分割履行と当該賃料の不履行を条件とする町営住宅の明け渡しを内容とする訴えの提起前の和解、通常、即決和解と言われる提起前の和解を掲げております。</p> <p>ここで起訴前の和解ができる債権は履行延期の特約ができる要件を満たしているものに限られておりまして、和解内容に行政裁量の余地はございません。なお、履行延期の特約をする場合で担保等が十分でないときは債務名義を取得するための必要な行為を求めることとなりますが、当該賃料の不履行を条件とする町営住宅の明け渡しを含めたいときは、この即決和解は有効でございます。</p> <p>以上、大きく3つ、7項目についてご説明いたしました。</p>
大橋委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>何か皆さんからお聞きしたいことはございますでしょうか。</p> <p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>大きな1点目の(3)</p> <p>相続人がない場合、あるいは明らかでない場合、債務者が死亡してですね、この場合のことを書いてあるけれども、この場合、民法で、例えば土地なんかの場合は国のものになるという民法の2百20何条かにないですか、ありますよね。この場合、不動産というのは具体的にどこまで考えているんです。この、相続する場合の内容、相続人がないというものの債務者が持っている財産は、土地と品物によって扱いが違うんじゃないですか。</p>
大橋委員長	<p>はい、桐生さん。</p>
桐生特別指導員	<p>その件についてちょっと法規的にご説明申し上げます。</p> <p>今、橋本先生から不動産のときは黙って国の所有になるのではないかというお話がございました。あれはですね、所有者のいない不動産は国の直接の財産になるという話でございます。</p> <p>今回この3番に上げましたのは死んだ方が持っていた財産についてのお話でございます。死んだ人の財産というのは基本的には相続人のものになりますので、無主物ではないです。つまり所有者はいるんで</p>

	<p>す。ですから先生がおっしゃったような所有者がいない不動産には該当しないんです。所有者はいるんです。あくまでも相続人はいるんですね。ただし、相続人がいて、私は相続財産の範囲でしか弁済しませんよというのが限定承認の世界でございます。もう一つは相続人が誰もいないと。しかし、死んだ人が所有者だったと。その場合は債務者がいる場合ですね、債務者にその中から支払いをいたします。その次に残ったならば、例えば親族ではなくて相続権はないけれども、最後に介抱したとかそういう特別縁故者といわれる方に財産分与がされます。それでも残ったときには、初めて国に財産を引き継ぐと。こういう関係でございます、これはもともと所有者がいない不動産ではなくて、死んだ方の所有物だったということですから、先生がお話の所有者がいない財産には該当しませんので。</p> <p>ここで言うておりますのはあくまでも死んだ方が持っていた財産についての処分でございますから、無主物の財産ではございませんので、その適用関係はちょっと違うということでございます。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	ここに書いてあるでしょ。「又は相続人が明らかでない場合に」。これ違いますか。
桐生特別指導員	<p>そこは、相続人がないという意味は最初から無主物でないんですね。つまり、無主物という意味は通常典型的に説明になるのは、従来海だったところが、公有水面として埋め立てると、最初に所有者がいないことになりますから国が所有者になるとかあるんですが、これは相続財産の分割の話でございます。死んだ方がいて、まず相続人がいれば相続人に行くんですが、先生がお話のように相続人がいないときには最初から国に行くのではなくて、死んだ方に債権とか債務がありますね、そうすると死んだ方が持っていた債権は相続人がいないからといってチャラになるのではなくて、その債権は生きますから集めます、あるいは死んでも借金が残っていればその借金に支払われます。</p> <p>つまり、相続財産というのは相続人がいないからといって当然に所有権がなくならないですね。相続財産法人という形の人格を持った財産になるんです。つまり所有者がいないわけじゃなくて相続財産法人という一つの人格を持った方の所有物になるんです。その相続財産をその相続財産法人といった主体が債務を支払ったり債権を取り立てたりするんです。それで残ったのが国に行くということでございます、相続人がいない場合というのは無主物ではなくて、法律的に厳密に言うと相続財産法人という一つの人格の所有物になるということござ</p>

	<p>いまして、まったく最初から所有者がいなかった財産ではないということでございます。</p> <p>ちょっとなかなかわかりにくいところなんです。</p>
橋本委員	<p>法人という言葉を使われればわかるわけ。法人というのは個人ではないですよ。</p>
桐生特別指導員	<p>はい、違います。</p>
橋本委員	<p>法人は法人です。だから、私の例を言います。私が一人で生きていたと。息子がいない、兄弟もいない、私が死んだ、借金支払わない、ところが土地があると。それを自動的に民法から言えば、所有者が誰もいないんだから。</p>
桐生特別指導員	<p>違うんです。所有者がいるんです。相続財産法人という。</p>
大橋委員長	<p>桐生さん、どうぞ続けてください。</p>
桐生特別指導員	<p>相続財産法人という一つの人格者の所有物になるということです。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>それは無名の人。俺のやつはどうなるの。それがわからない。</p>
桐生特別指導員	<p>ええとですね、人間、財産を持っている方が死にますよね。そうするとその財産が一つの法人という、擬制を作った、要するに被相続財産、何の誰々相続財産とこういう形になりまして登記もそういう登記になるんです。ですから、その相続財産法人という方の持ち物になるんです。ただし、法人というのは手も足もありませんよね。普通の人間と違いまして直接しゃべれませんので、その相続財産法人の手となり口となるのが、実は相続財産管理人というのを裁判所に選任してもらって通常の会社の代表取締役の役割と同じような働きをしてもらうということございまして、その方がまさに死んだ方の財産関係をプラスもマイナスも整理すると。こういうことでございます。</p> <p>ですから、例えば私が死んで誰も相続人がいなくても、例えば私がこの背広を持っていれば背広だけで相続財産法人が成り立ってしまうんですね。あと土地を持っていると、私の名前の土地があってもそれは相続財産法人名義の土地に変更できるんですね。その変更したやつを売買と同じように登記もできます、売れば。相続財産法人の財産管理人が代わりに売って登記する。会社の土地を売る時に代表取締役が代わりにハンコを押して売ると同じだと、こういうふうに考えていただければよろしいかと思います。</p>
大橋委員長	<p>はい、橋本委員。</p>
橋本委員	<p>私は民法の文章上のことだけで頭に入っているから。今、言われたことだよと言われれば、私、反論する資料を持っていないから、あ、</p>

	<p>そうかなと思うけども、そうでないかなという気持ちもある。</p> <p>これはこれで結構です。いずれにしても誰が持ち主になるか関係ないわけだから。問題はそこの扱いをどうするかということの問題のことを今、話しているわけですからね。</p> <p>もう一つ。</p> <p>最後、町営住宅。今町では家賃の滞納についてはどういう方法でやっています。滞納に対する注意、勧告、督促、訪問。どういう方法で。</p>
大橋委員長	はい、課長。
徴収対策課長	督促状で督促しております。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>こういうことあったんです。これ、おととしの話です。</p> <p>すでにもうその住宅に住んでいない方、精神病院に行っている方、この人に督促状を何回か送ったんです。いないから返事が来ない当たり前でしょ。それ私、議会で言ったの。確か聞いていると思うんだけども。それは何かというと、督促状というのは返事こないんです。通知するだけで。だから私は内容証明でなんでやらなかったんだと言ったんだけども。これで問題になって保証人に頭を下げた課長の方が二人いるんです。間違っていましたと。請求を本人にできなくなって今度は連帯保証人に請求したから。俺がそれに町長に抗議したから。こんなバカな話あるかと。で、課長の方が二人謝っているんですよ。</p> <p>だから、そういう便りによる、相手の顔を見ないで相手がいるかいないかの確認できない状態で督促をするなら、私も認められないと。なぜかという、相手がどういう状況になって返事をよこさないのか、それも確認しないんだったら、そういう誤解が出てきて様々な問題が起きてくるよ。</p> <p>だから、そこはどうなのかということです。</p>
大橋委員長	はい、課長。
徴収対策課長	<p>今、橋本議員がおっしゃっていることは督促を出してどうのこうのと言いますけども、3番目の和解に関しましては、双方、事前に折り合いがついて、結果について裁判所のお墨付きをいただいて、例えば分割にするとか、そういう協議をお墨付きをいただくという形でございますので、督促が行ったとか、先ほどから説明しているんですけど、債務に関して争いがある上の段階じゃなく、ずっと下のお互いそのことは争いがないんだよという状況のお話の上で、ここで和解協議を結ぶ場合について専決のお墨付きを頂戴したいという内容でございます。昨年、督促手数料を取らないことを条例で議決を頂戴したところ</p>



	<p>ですが、橋本議員がおっしゃっているような状況であれば、督促手数料を取る、取らないじゃなく、督促そのものが有効であったか無効であったかということになりますので、そういう場合、生じた場合はですね、やはり慎重な対応を取らなければなりませんので、おっしゃっていることは我々に対する注意事項だと感じておりますので、その辺に関しましては特に注してやりたいと思いますし、先の議会で手数料100円を取らないといったのは、その辺の誤解を解消したいという思いもございまして取らないという部分をお願いして議決をいただくこととなりましたので、議員が指摘されることは本当に注意してまいりたいと思います。</p>
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	<p>家賃の滞納、3カ月以上になったら出なくてはならないという条例ありますよね。この条例から言ったら1年とか半年というのはおかしくなってくるんですよ。もともとが。だから、条例を作って3カ月以上滞納したらここを出なくちゃならないと決まっている限りは、ある場合にはそれが中心、主になると思うんですよ。それらを実行できないなんらかの理由があって、こういう問題が起きてくるわけですよ。滞納が増えてくる。</p> <p>だから、根本の問題は条例をきちっと履行できないのはなぜかということだと。これは管財課の問題になってくる。管財課がどういう形で家賃の滞納解消にやっているか、家賃の納付をやっているか。それをしていないからこういうことが結果的に出てくる。課同時の連携をしっかりとしないと、結果的にこうなったから承認の事項にしないでくださいと言われても、これは余り拡大していくということになると議員いらなくなるんです。行政チェックする能力なくなりますもの。</p> <p>だから、議員がこういうことを認めていくということは議員が自ら議員いらないと認めている状態なの。本来はそれを、行政と一緒にやってこういうことが起きないように対処していくのが議員の務めなであって、行政側でできない部分は議会側でも協力しながら、こういうことだったらどうだという知恵を出し合ってやるのが、議会と行政の有り方だと思うんですよ。</p> <p>簡単に認めるというのは、余り承認したくないなという気持ちが根本にあるんです。それがあつたために今の質問になった。</p>
大橋委員長	<p>結構です。</p> <p>じゃ、その辺について、菅井課長。</p>
徴収対策課長	合併、18年1月1日です。私、旧小牛田町の産業振興課の転作係

	<p>から徴収対策係長で行きました。18年決算のとき、延滞金がいくら集まったか資料を見てもみすと200万から300万です。25年度決算は一般会計で1600万。国保会計で1600万。合わせて3200万円の延滞金を頂戴しております。なんでそこまで集まるのかというのは、地方税法に基づいて18年から延々と、21年には徴収対策課が設置されました。そういう積み重ねがあって税のほうは徴収率が右肩上がりに推移してまいりました。</p> <p>今、橋本議員がおっしゃる住宅のほうはそういう強制権限を持たない種類の債権でございまして、裁判にかけて取り立てるということは前にもご説明したとおりでございます。強制権限を持たないというときは、やはり契約する段階でこれこれ、こうなったらこうなりますと、あなたが払えないときは保証人からもらいますので、というような手続きをきっちり行ってきて、初めて契約行為がなされるわけですが、契約行為を破るのは借り受けた人でございまして、そうなった場合、半年なり1年分の家賃が溜まった場合ですね、契約した時点でこういう収入がありますよと申立てをしていただいて、その収入の元を裁判所のお墨付きをもらって取り立てるしかないわけです。ですから、住宅の担当者はその手続きを進める以前に入居者といろいろお話をし、納めてくださいねとやっているんです。ただ、それがなかなか進まない。そのままずっと続くと単月の金額はお財布の中から払える金額なんです、1年も2年も溜まってしまえば車を買うような金額になってしまう。ですから、それを早く解消したいがために債権管理条例のほうでその手続き等についてお示しして議決を頂戴しました。</p> <p>今回、お話ししているのは、取れない場合どうしたらいいでしょうかというお話の裏返しでございまして、この和解に関しては、一杯溜まってしまったやつの債権者は町でございまして、債務者は入居者の方ですね、この方とお話をし、和解の内容を裁判所のテーブルに則って約束をするということでございまして、先ほどもご説明申し上げましたけれども、橋本議員の御指摘するようなことではなく、協議がすでについて、その担保として裁判所が中に入って約束を取り付けるという内容でございますので、我々も努力してまいりますし、こういう手続きを認めていただければ、せっかく協議が成り立ちそうなときに裁判所のお墨付きを頂戴できなくなる場合もございまして、今回、この3番目の和解をお願いするものでございます。</p>
大橋委員長	よろしいですか。
橋本委員	いや、いや。

大橋委員長	はい、橋本委員。
橋本委員	<p>なんでこういう疑問を持つかというね、前回、欠損処分をしたでしょう。そのとき私はこう言ったはずなんです。私の知っている範囲の人が5、6人いる。その人たちは納める財力があつたはずだし身内がいるはずだ、息子までいたんだと。その息子、要するに債務者の身内の人に連絡をしないからこういう結果が出たんでしょと言ったの、課長も聞いていると思うんですよ。そういう手抜きをされそうな感じがする。</p> <p>一昨日、私のところに女性が来たんです。なんて言ったかという、たまたま税務課に行っているいろいろと相談したほうがいいですよと、なんでであろうと権利の主張と同時に義務は果たさなきゃだめだからなと、高い家に入っているなら少し安いところ入ったらどうだってまで注意したんです。及川課長と話したらね、大変丁寧な説明されて、橋本さん、行ってよかったという話をされたんで。</p> <p>だから人というのは、書面だけでなく、合って納めてください、納めましょうとね、コミュニケートというのかね、そういう人間的なつながりがないと大変なこと出てくると思うんです。だから私は電話でやること悪いとは言わないけれども、電話にだけ、機械にだけ頼っていると必ずそういう欠損処分をしなくちゃいけないことが出てくる。</p> <p>その欠損処分を拡大するような方法に、私は賛成ではないという気持ちがある。</p>
大橋委員長	課長、こういう法的なことは素人だから確認するけども、この項目というのは、議会に諮らなければならない部分を町長の専決で、議会が指定するんだけれども、ということの話だよ、基本的にね。
徴収対策課長	はい。
大橋委員長	だから、橋本さんが言っている個々の部分というのはちょっと・・・
橋本委員	発展していけばそうなるのさ。
大橋委員長	徴収対策課への、そういった形の中の部分ではないということだよ。発展していく・・・
橋本委員	だから欠損処分を認めたでしょう。今まで欠損処分で求めたやつを欠損処分の扱いしなくてもよいと、要するに議会の議決もなにもなくて簡単にこれは欠損処分しましたと言える。要するに議会の議決もなにもいらないと。この間、議決が必要なために説明したんでしょ、あれは。
大橋委員長	<p>そうですね。</p> <p>はい、菅井課長。</p>

徴収対策課長	先ほど3番の和解についての質問だと思ひまして、それに沿った説明をしたつもりだったんですが、今の橋本議員のお話をすれば、1番の権利の放棄に関わることをお話されているのかなと思うのですが、再度、ご説明申し上げますと、1番の96条第1項第10号の権利の放棄につきまして4項目うたっております。このうち(1)から(3)までにつきましては、回収の可能性が法的に否定されてしまっているケースでございます。(4)に関しては法的な否定はないんですけども、事実上は取れないでしょうと。今、橋本議員がおっしゃっているパターンのところのみ、この4点のみ限定して放棄のことについてお願いできませんでしょうかというお話をしているところでございますので、なお、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。
大橋委員長	はい、橋本さん。
橋本委員	俺はわかっているからいいよ。 皆さんからどうか聞いてください。
大橋委員長	いや、今、議論している部分がね、ちょっと方向性として違うかなという感じがしているのですね。
橋本委員	いや、1番と2番と3番が違うことはわかるよ、そんなこと。
大橋委員長	いや、そういうことじゃなくてさ。
橋本委員	わかるけども、趣旨が同じだから俺は気に喰わないと言っている。
大橋委員長	ほかにございませんか。 我妻委員。
我妻委員	今の和解は、和解をするに当たって議会に一々発議する、それこそ暇って言うか、そういうのがないとか、適宜やらなくちゃいけない事情があるからここから外してほしいと、それでいいですね。
徴収対策課長	はい。通常の議決行為でなく専決でお願いしたいということでございます。
大橋委員長	よろしいですか。 それから2番目の関係からいくと、少額の部分という捉え方をしたんですけども、もともと専決の部分というのは180条の1項の中では少額の部分とうたっているわけだね。軽易な事項なわけ。それに該当する部分という認識でよろしいわけですね。
徴収対策課長	はい。そのつもりでお願いしているところでございます。 少額ということで、裁判所も簡易裁判所を主に利用する予定でございます。あるいは金額的に高くなれば地方裁判所も使います。
大橋委員長	それで、課長にですね、これが橋本さんなんかの感覚は違うんだと思うんですけども、例えばよその、債権管理条例そのものを照らし

	<p>合わせたわけじゃないんですけれども、町長の専決事項の指定の部分で日高町かな、債権管理条例に規定する私債権等について民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申し立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申し立てが訴えの提起とみなされるときに当該訴訟の提起及びその和解に関すること、という、この一文だけなわけさ。</p> <p>これが例えば、これをいいとするんじゃないくてね、こういったような一文で、課長の説明の大きな3項目が網羅されるものではないのかと。</p>
徴収対策課長	もっと広く網羅されてしまう。
大橋委員長	大きくなってしまうということね。
徴収対策課長	<p>はい。</p> <p>私どもが求めているのは、放棄に関しては法的に整理がされたものをお認めいただきたいというのが3点。1の(1)から(3)まで。で、(4)については現実的にもう処理ができない状況で、法的にされていないですけれどもという状況でございまして、2番目につきましては雑ぱくに申し上げますと裁判所の手続き上、意義申し立てを裁判所のほうに債務者の方が可能なんですけれども、分割払いにしてくださいというのも異議申し立てにあたってしまうんです。議会の議会を経てしか訴訟できませんので、向うから起こされたような形になってしまいますけれども、訴訟を起こすことが、例えば年に1回しかないよということであれば理解できるのですけれども、これから何件と進めていく場合に貴重な日程を割いていただくのは大変、恐縮に存じますので、こういう手続きを簡素化してまいりたいと考えましてお願いするものでございます。</p>
大橋委員長	そうしますと、こういう短い文言で集約するという以上に、課長から提案された部分というのは、こと細かに限定されていると考えてよろしいですね。
徴収対策課長	<p>はい、そうです。</p> <p>日高町の文言を見てみますと、町営住宅等の明け渡し及び使用料等滞納に起因する訴えの提起、和解及び調停に関する、まあ、訴えの提起と調停を省いてしまえばいいところなんですけど、いろいろ表現の仕方を変えろと言うんであればですね、考えるところはございます。</p>
大橋委員長	<p>いや、いや、そういんじゃない。</p> <p>はい、桐生さん。</p>
桐生特別指導員	今、耳でお聞きした範囲で申し上げれば、委員長からのお話を伺え

	<p>ば、入口が支払督促から発生するものに限定されておりますので、この流れからいくとですね、支払督促から入っていかない、例えば少額訴訟から入って来るものは省かれてしまいますから、この場合よりは、そこは狭くなります。</p> <p>ただし、今の御提案をいただいたところからすると、異議が出た後、普通の裁判をするんですが、そこで和解をするところまで専決をいただくことになりますから、そこは今の案よりは逆に言うと広がります。</p> <p>実はその和解につきましては、もともと和解がだいたい譲る部分も入っていますから、これは議会の議決だと我々は考えております。そこで、一般的な和解は実はこの案の中に入っていないんです。</p> <p>入っていますのは、あくまでも両当事者で和解の合意が出来あがっているものだけなんですね。争いの中で和解をするのではなくて、最初から両方が納得づくだと。しかし、そのまま文書を書いただけでは、もう1回訴訟をしませんと強制執行ができません。それで、裁判所に行って面前で和解でやりましたよということでお墨付きをいただきますと、約束不束のときに、それに基づいて即明渡し請求ができる。こういうとこだけに限定してございまして、基本的には橋本委員もおっしゃったように、なるべく範囲は狭めて議会の権限は、なるべく僭越な形にならないようにということで。</p> <p>あくまでもこの和解というのは、基本的には和解についてはほとんど外れていないと考えていただいていた方がいいんです。外れていますのは裁判外で和解をしたものについて、要するに強制執行手続のワンステップを後日、外しますというだけのものしかできないことになっちゃいますので。</p> <p>そこは委員長さんの御提案でいけば、そこがもっと広がってしまうと。</p>
大橋委員長	<p>そうすると、その今、桐生さんが言われたのは例えば3番の一番最後にある、民事訴訟法の規定による訴え提起前というのが、そういう意味ですか。</p>
桐生特別指導員	<p>はい。</p> <p>訴え提起前というのは、つまり通常の和解というのは訴訟の裁判の中で、裁判官が、まあそんなに角を突き合わせてやるなど、この辺で手を打ったらどうだというのが通常の和解なんです。そういう和解ではなくて、そもそもが民間同士で和解をして、約束事で和解契約を作るわけですが、守らなかったときにはすぐ強制執行ができないんで</p>

	<p>すね。その契約書を裁判所に持って行って、こういう形で契約をしたんだけれども、この方が和解契約に基づいて守ってくれないという状況を説明して、なるほどそういう権利があるんだっただらば、期限も来ていることだから、じゃ、あんた払いなさい、払わなかったら強制執行していいですよという判決をもらってからでないといけないんですが、それを事前に契約書を作った段階で裁判官のところで見ただくことで、もう1回、裁判所に行って本当にこういう契約があったかどうかという証明をしないままに強制執行ができるよ。</p> <p>そうしたいというだけでございまして、通常の和解とはまったく違う。訴訟における和解とはまったく違うということでございます。</p>
大橋委員長	<p>なるほど。何だか難しいな。</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p>そうすると、言ってみれば、徴収対策に係る部分で、自ら本当に限定した部分だという認識でよろしいですね。</p> <p>はい、桐生さん。</p>
桐生特別指導員	<p>その意味もありまして、これ、条文が一杯引いてあるのがですね、手足をなるべく縛りたい、縛るほうがいいのでないかということで限定した結果、こういうふうになったということでございます、非常に一見してわかりにくいんですが、それは手足を縛ったからと。</p>
大橋委員長	<p>一つにはこれから専決の問題に取り組んでいかなければならないんですが、これくらい長い部分が入って来るといのは大変だなというのが正直ありまして。この1項目の中でこれだけの案文があるわけだからね。でも、お聞きすればやはりこのとおりに専決項目に上げなければならぬのかというふうにも感じている。</p> <p>さっき言ったようによその町では大雑把だと。それはあまりにも範囲が広いということをお聞きすれば、このとおりに載せていかなければならぬのかというふうにも感じているところなんです。</p> <p>桐生さん。</p>
桐生特別指導員	<p>今、お話があったように、例えば先ほどから課長が説明しましたように1の(1)(2)(3)というのは、結了の登記が終わった時とか破産の免責の許可決定が出たとか法律的に明らかな場合だけなんで、「法律的に追及ができない場合」と書くことも可能なんです、単純に言うと(1)(2)(3)より広がる可能性があるものですか、我々としてはそこは明確にして縛っておいたほうがいいのかというだけでございまして。</p> <p>単純に言うと法律的に債権者として追及できない場合は全部いいよ</p>

	<p>というような書き方もあるのかも知れませんが。単純に言えばそういうことなんです、それをもっと明確に、しかも執行者の手足をぎちぎち縛って、橋本先生の言うように、議員さんの判断すべきところは残しておくべきだという前提に立った案だということでございます。</p>
大橋委委員長	<p>わかりました。 ほかに何かございますか。 言い方を変えれば議会側に立った提案だと。 どうぞ、いろいろと出していただきまして、専門の方々がいるところで論じないと、なかなか難しくて。</p>
吉田議長	<p>委員長、ちょっと休んでいい。</p>
大橋委員長	<p>はい。 暫時、休憩します。</p> <p>休憩 14 : 44 14 : 51 再開</p> <p>それでは、再開いたします。 ほかにございますか。 こういったような専決しかないというふうに感じてしまうんだけれどね、説明を聞くとね。 この議運で議発となれば、今議会で行ったほうがいいという議長からの諮問の中にもあったものですからね。 なかなか専門的なことだから、短い文言なら議発の説明もできるんだけれども。法律絡みの説明となると大変な話なわけね。 何かほかにございますか。 説明員の皆さま、よろしいですか。 聞くことがなければ、じゃ、説明員の皆さま、大変ありがとうございました。 暫時、休憩いたします。</p> <p>休憩 14 : 53 15 : 02 再開</p>



	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>説明を受けたように、議員も変わる、それから職員も変わる中で、徴収対策課から言わせれば自らも律する案文だということでもありますし、議会の議決範囲も十分に認めた形だということですから、いかがいたしますか。</p> <p>この案文で専決の指定、提出することにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(「あり」の声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>じゃ、このとおりに指定のやつを。</p> <p>それで、一つ確認しておきたいんですが、今後、この部分についての取扱いですね、23日の全協になるかと思うんですが、議長、この辺の取扱いに関してはどうなるでしょうか。</p>
吉田議長	<p>それでね、皆さんうちのほうの例規集あるなら、ちょっと持ってきて。それでなければ確認事項というところだけコピーしてきてくれる。80ページ。</p>
大橋委員長	<p>暫時、休憩します。</p> <p>休憩</p> <p>15:03</p> <p>15:07</p> <p>再開</p> <p>再開いたします。</p>
吉田議長	<p>ちょっと先ほどからの話の中でも触れていましたけれども、美里町議会として新町になって最初の臨時会とか議員懇談会の中で話をきて、そのときにこれも議員提案だったような気がしてますけど、確認事項ということで180条第2項の規定にかかる専決の指定と、そのほかに審議会委員への辞退の関係。あと工事請負契約に係る3千万から5千万の範囲、議決をもらわなくていい範囲については、次の行政報告の中で必ずしてくれよということで、町長に対してやった文書です。</p> <p>それで見てもらえばわかるんですが、確認事項という言葉を使って専決の部分と各人事、公的な部分も合わさっているものだから、もし、</p>

	<p>今回このような専決処分の指定をするのであれば、これからも当然、通年議会においても可能性として出てくることもあるのではないかと          というような観点もありますから、この専決処分の指定する部分は分けて          きちっとね。あとは、下の二つはあくまでも確認してよということ          でいいでしょうけども。</p> <p>だから、その部分をどのようにしていくかも含めて皆さんにちょっと          考えてほしいなということで、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
大橋委員長	<p>それで、よその町、条例でなっていない部分だけかもしれませんが、          例えば「市長の専決処分の指定の件」とか「町長の専決処分事項の指          定について」とかの形でまとめているようなんですね。</p> <p>(「条例ですか」の声)</p> <p>条例でないと思うんです、これ。          いつ議決したかのみ記載があるんですね。          暫時、休憩します。</p> <p>休憩          15 : 11          15 : 25          再開</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>今、確認していただいたところ、町長の専決処分事項の指定という          ことで議決されておりましたので、今回の債権条例に係る専決につい          ては、今まである二つのあとに追加の形で行っていくということによ          るしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それではそのように議発で提案してまいりたいと思います。          ほかにこの件に関わる部分についてございますでしょうか。          よろしいですか。          ほかに何かございますでしょうか。          事務局のほうは・・・</p>
吉田局長	<p>次の議運になるかと思うんですけれども、本会議にかかる農業委員          会委員の関係とウイルス性肝炎の関係で何回も要望が来てましたの          で。意見書の関係ですね、それだけです。</p>
大橋委員長	<p>わかりました。          18日にまた議運がありますので、その中で提案されてくると。</p>

吉田議長	今日のやつ、18日には提案分を作って一回、確認しなきゃないでしょ。
大橋委員長	17日の午前中までに徴収対策課のほうで案文を作ってくるそうです。で、18日に皆さんにお目通しいただきたいと思います。
吉田議長	18日何時。時間決めておいたら。
大橋委員長	小学校の卒業式ですので、1時半まで来られるでしょうか。だいじょうぶだな。それでは次回18日は1時半としたいと思います。（「はい」の声）よろしくお願ひしたいと思います。それでは今日の会議は以上とさせていただきますと思います。
藤田副委員長	今日は朝からご苦労さまでございました。今、委員長からありましたけれど、次回18日午後1時半から、今日の説明を受けた中身ですか、議運がありますので一つまたよろしくお願ひしたいと思います。今日は長時間にわたりまして、本当にご苦労さまでございました。
	15：28 終了

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会  
委員長